

○ 厚生労働省
国土交通省 令 第一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条及び第七条第一項第五号の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国土交通大臣 太田 昭宏

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正）

第一条 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年 厚生省
建設省 令 第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改める。

(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成二十三年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。
国土交通省

第六条第九号中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第七条第一号中「サービス付き高齢者向け住宅」を「縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び第十一条第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所」に改める。

第十一条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第一号中「イ及びロに掲げる者」を「次のイ及びロに掲げる者」に、「隣接する」を「隣接し、若しくは近接する」に改め、同号ロ中「看護師」の下に「、准看護師」を加え、同条第二号中「前号イ又はロに掲げる者」を「第一号イ及びロに掲げる者のいずれか」に、「隣接する」を「隣接し、若しくは近接する」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の状況把握サービスを、各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上、提供すること。

三 第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷

地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、前号に規定する方法を当該居住部分への訪問とすること。

別記様式第一号別紙の2.中「(法人にあっては主たる事務所)」を「(法人にあっては主たる

事務所の所在地)」に改め、同別紙の6.中

「 特定生活 施設 介護 居事 入居者 特者業	<input type="checkbox"/> 指定を受けている
	<input type="checkbox"/> 指定を受ける予定はない

「 特定生活 施設 介護 居事 入居者 特者業	居事 入居者 特者業	<input type="checkbox"/> 指定を受けている
		<input type="checkbox"/> 指定を受けていない
		<input type="checkbox"/> 指定を受けていない
「 特定生活 施設 介護 居事 入居者 特者業	地域施設 密着型 入居者 特者業	<input type="checkbox"/> 指定を受けている
		<input type="checkbox"/> 指定を受けていない
		<input type="checkbox"/> 指定を受けていない
「 特定生活 施設 介護 居事 入居者 特者業	介護施設 予入居者 特者業	<input type="checkbox"/> 指定を受けている
		<input type="checkbox"/> 指定を受けていない
		<input type="checkbox"/> 指定を受けていない

事業所の番号 ()

--

を

介護保険事業所番号 ()

--

住 所	(郵便
-----	-----

介護保険事業所番号 ())
に改め、同別紙の 7. 中

介護保険事業所番号 ())

」

修繕計画	計画策
	大規模
	その他

番号)

電話番号

定の有無 あり なし

修繕の実施予定 () 頃実施予定)

計画的な修繕予定 ()

を

住 所 (法人にあっては主たる事務所 の所在地)
修繕計画
計画策定の 有無
大規模修繕 の実施予定
その他計画的 な修繕予定

(郵便番号)

電話番号

あり なし

頃実施予定

に改め、同別紙の 8.

を次のように改める。

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内

		<input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

別記様式第一号別紙の9. 中「中」を「中」に改め、同様式別添4の1. を次のように改める。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
サービスを提供する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者		<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外の法人等		
サービスを提供する者の人数	<input type="checkbox"/> 医師	人員	人	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	人員 人
	<input type="checkbox"/> 看護師	人員	人	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員	人員 人
	<input type="checkbox"/> 准看護師	人員	人	<input type="checkbox"/> 養成研修修了者	人員 人
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	人員	人	<input type="checkbox"/> 上記以外の職員	人員 人
			合 計		人員 人
常駐する場所	<input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 <input type="checkbox"/> (所在地)				
常駐する日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く()				
常駐する時間	日中	時	分	～	時 分 人員 人
	上記以外の時間	時	分	～	時 分 人員 人
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法					毎日 回
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	時 分 ～ 時 分		
		上記以外の日	<input type="checkbox"/> 24時間		
	通報方法				
	通報先			通報先から住宅までの到着予定時間	分
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

別記様式第一号別添4の2. 中

「委託する場合は委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) -----
住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)

「委託する場合は委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) -----
住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)
住所 (法人にあつては本業務に係る)	(郵便番号)

電話番号

事業所の所在地)

電話番号
電話番号

に、「次の期間を除く」を「その他」に改め、同別添4の

4. 中「清掃」を「掃除」に、「次の期間を除く」を「その他」に改め、同別添4の5. 中「健康管理」を「健康の維持増進」に、「次の期間を除く」を「その他」に改め、同別添4の6. 中「次の期間を除く」を「その他」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けている者又は同法第六条第一項の登録の申請をしている者の当該登録又は当該申請に係る同法第七条第一項第五号に規定する基準については、第二条の規定による改正後の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現に提出されている登録申請書の添付書類及び登録申請書の様式は、なお従前の例による。